

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等における対策について

令和4年1月20日決定（令和4年1月27日、2月7日、2月18日、3月3日一部変更）の対策について、次のとおり期間延長等、一部変更する。

【公共施設の利用制限について】

令和4年3月21日までとしていた、施設利用を原則休館・休止を、令和4年4月10日まで延長する。ただし、次の場合に限り利用できるものとする。

- ① 利用目的が会議の場合に限り、感染防止対策を講じたうえで利用できるものとする（これまでの対策から変更なし）。
- ② 町スポーツ少年団に所属する町民に限り、1回の利用時間2時間を限度に通常利用できるものとする。
- ③ 一部対象施設において、図書貸出返却サービスのみ利用できるものとする。

【イベント等の取り扱いについて】

令和4年3月21日までとしていた、イベント等の原則中止・延期（要請）を、令和4年4月10日まで延長する。

【学校等における対応の強化について】

令和4年3月21日までとしていた、各種学校対策を、令和4年4月10日まで延長する。

また、「全面禁止」としていた部活動について「原則週3日以内。対外試合の禁止。」に変更する（町スポーツ少年団の活動についても同様）。

【外郭団体等に対する活動制限の要請について】

令和4年3月21日までとしていた、外郭団体等に対する、人の集まる活動、催事等の中止・延期要請を、令和4年4月10日まで延長する。なお引き続き、会議については感染防止対策を講じたうえで実施可能とする。